

結城市議会議長交際費の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、政治倫理の確立を目指し、クリーンで開かれた議会運営を推進するため、議長が市議会を代表して議会運営、対外的な交際及び折衝をする際に必要な経費として支出する交際費（以下「議長交際費」という。）の公表を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交際費支出基準)

第2条 議長交際費の支出区分、支出内容及び支出金額は別表1及び別表2のとおりとする。

(議長交際費の公表の内容等)

第3条 議長は、議長交際費の支出した日、議長交際費支出基準に基づく区分、金額及び内容について、支出した日の属する月の翌月の末日までに結城市ホームページに掲載することにより、公表しなければならない。

(個人情報の保護)

第4条 議長交際費の公表に当たっては、結城市個人情報保護条例（平成17年結城市条例第3号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

| 支出区分 | 支 出 内 容 | 支出金額 |
|------|--|--------------------------|
| ①弔 慰 | 市政に特に尽力のあった者で，別表「弔慰金等支出一覧表」に基づき支出する。 | 別表 2 参照 |
| ②会 費 | 議会運営上必要であり，建設的な意見交換を目的とする会合等で，会費を必要とする又は，飲食を伴う懇親会，懇談会等への出席時會費。 | 10,000 円又は，會費相当額 |
| ③慶 祝 | 市民参加のスポーツ・文化・イベント等催事，記念式典，祝賀会並びに市民にとって名誉となる行為，業績への壮途祝いについて支出する。ただし，市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。 | 5,000 円又は，社会通念上認められる範囲の額 |
| ④見 舞 | 病氣見舞いについて，別表「弔慰金等支出一覧表」に掲載する本人が 2 週間以上の入院加療を要する場合に支出する。 | 5,000 円 |
| ⑤賛 助 | 各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し，公共的，公益的なものであるときは賛助會費として支出する。 ただし，市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。 | 5,000 円又は，社会通念上認められる範囲の額 |
| ⑥涉 外 | 議会運営上，外部機関との交渉，交際，表敬訪問等のため必要な P R 用特産品の購入に要する費用。 | 相当額 |
| ⑦その他 | 上記のいずれにも属さない場合で，議会運営上議長が特に必要と認めたとき。 | 相当額 |

別表 2 (第 2 条関係)

弔慰金等支出一覧表

| 対 象 | | | 香 料 | 供 物 |
|------------------------------------|----|----|-------------------|------|
| 常勤特別職及び教育長 | 現職 | 本人 | 10,000円 | 生花1基 |
| | | 親族 | 5,000円 | 生花1基 |
| 行政委員会委員 | 現職 | 本人 | 10,000円 | |
| 市議会議員 | 現職 | 本人 | 10,000円 | 生花1基 |
| | | 親族 | 5,000円 | |
| | 元職 | 本人 | 10,000円 | |
| 市職員（部長職及び事務局職員） | 現職 | 本人 | 10,000円 | |
| 国・県議員及び他市議長 | | 本人 | 近隣市町村との均衡をとった額とする | |
| その他，市に対し特に友好若しくは功績のあった方で議長が必要と認める者 | | | 社会通念上妥当な額とする | |

※注釈（1）親族とは，配偶者及び一親等の親族をいう。

（2）各行政委員会委員とは，教育委員会委員（教育長を除く），選挙管理委員会委員，公平委員会委員，監査委員（議会選出を除く），農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員をいう。